

舞産水第 19-1 号  
令和7年12月 8日

市民オンブズマンまいづる  
 森本 隆 様  
 古田 徹 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



## 行政文書部分開示決定通知書

令和7年11月27日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	ずわいがに市統計用集計表（令和6年）
開示の日時及び場所	日時 令和7年12月10日（午前8時30分） 場所 舞鶴市役所水産課
開示の方法	写しの交付
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	京都府漁業協同組合組合員コード、取扱kg数の合計（魚種名ごと）、金額の合計については、舞鶴市情報公開条例第5条第2号に該当し、法人等に関する情報であるため不開示とする。
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	年　月　日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。
担当部課等	産業振興部 水産課 電話番号 0773-66-1020 (内線 1206)
備考	
注意	
1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。	

## (教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として（訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[旧組合コード]	[旧組合名]	[組合員コード]	[市統計魚種名]	[魚種コード]	[魚種名]	[取扱kg数の合計]	[金額の合計]	[月]
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	12		1
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	12		1
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	12		1
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	12		1
7	舞鶴		ずわいがに	324	松葉がに(上水)	2		2
7	舞鶴		ずわいがに	324	松葉がに(上水)	3		3
7	舞鶴		ずわいがに	324	松葉がに(上水)	11		11
7	舞鶴		ずわいがに	326	せこ	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	326	せこ	12		1
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	12		1
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	326	せこ	11		1
7	舞鶴		ずわいがに	326	せこ	12		2
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	1		3
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	2		11
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	3		12
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	11		1
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	320	松葉がに	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	321	松葉がに_1本落	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	3		11
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	322	松葉がに_2本落	12		1
7	舞鶴		ずわいがに	324	松葉がに(上水)	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	324	松葉がに(上水)	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	326	せこ	11		12
7	舞鶴		ずわいがに	326	せこ	12		1
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	1		2
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	2		3
7	舞鶴		ずわいがに	319	他の松葉がに	3		11

7 舞鶴	すわいがに	319 他の松葉がに	12
7 舞鶴	すわいがに	320 松葉がに__	1
7 舞鶴	すわいがに	320 松葉がに__	2
7 舞鶴	すわいがに	320 松葉がに__	3
7 舞鶴	すわいがに	320 松葉がに__	11
7 舞鶴	すわいがに	320 松葉がに__	12
7 舞鶴	すわいがに	320 松葉がに__	12
7 舞鶴	すわいがに	321 松葉がに__1本落	1
7 舞鶴	すわいがに	321 松葉がに__1本落	2
7 舞鶴	すわいがに	321 松葉がに__1本落	3
7 舞鶴	すわいがに	321 松葉がに__1本落	11
7 舞鶴	すわいがに	321 松葉がに__1本落	12
7 舞鶴	すわいがに	326 せこ	11
7 舞鶴	すわいがに	326 せこ	12

14,442.1 49,508,070

様式第6号（第4条関係）

舞産水第 19-2 号  
令和7年12月 8日

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様

古田 徹 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書不存在決定通知書

令和7年11月27日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	力ニ漁船の従業員数（漁業者数）
不存在の理由	漁船数を把握することで、概ねの従業員数がわかるため、個別に聞き取りを行っていない。
担当部課等	産業振興 部 水産 課 電話番号 0773-66-1020 (内線 1206 )
備考	

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。)。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。